

介護福祉士制度の見直しについて
(見直しの方向)

I	求められる介護福祉士像	1
	○介護福祉士制度施行後の高齢者介護・障害者福祉 を取り巻く状況の変化	2
	○求められる介護福祉士像	3
	○履修科目・教育内容の抜本的見直し	4
	○教育カリキュラムの見直しについて	5
	○介護福祉士の役割について	7
II	介護福祉士の養成の在り方	9
	○資格取得方法の見直しに係る基本的考え方	10
	○養成施設ルートの見直し	13
	○実務経験ルートの見直し	14
	○福祉系高校ルートの見直し	16
	○実技試験の取扱いの見直し	20

○介護福祉士の資格取得方法の見直しの全体像	23
○その他の事項の見直し	24
○実施時期の考え方	27
○今回の見直しの後の将来の検討	28

Ⅲ 資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ 及び魅力と働きがいのある職場づくり	29
○介護の担い手の人材確保について	30
○資格取得後の生涯を通じた能力開発と キャリアアップ	31
○魅力と働きがいのある職場づくり	32

I 求められる介護福祉士像

介護福祉士制度施行後の高齢者介護・障害者福祉を取り巻く状況の変化

○ 介護保険制度

→ 新しいサービスに対応できるケアモデルの構築が進められる。

(個室・ユニットケアの特別養護老人ホーム、認知症高齢者に対応した小規模・多機能型介護サービス拠点等)

○ 障害者支援費制度・障害者自立支援法

→ 地域生活支援、就労支援といった側面をより一層重視した障害者ケアが求められる。

○ 総人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる中で、少子高齢化が急速に進展し、今後とも介護サービスニーズは増大

・ 2015年には「団塊の世代」がすべて65歳以上

・ 2025年には75歳以上の後期高齢者が約1千万人から約2千万人に倍増

○ 障害者に対するサービスにおいても、障害者支援費制度の施行以降、利用者が急増

介護福祉士の資質の確保・向上が課題

介護の担い手の量的確保が課題

【基本的視点】 専門資格としての介護福祉士の養成の在り方の側面と、介護の担い手の人材確保の側面とを如何に調和させていくか。

求められる介護福祉士像

(「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書(2006年7月5日)より)

[これからの介護福祉士の人材養成における目標]

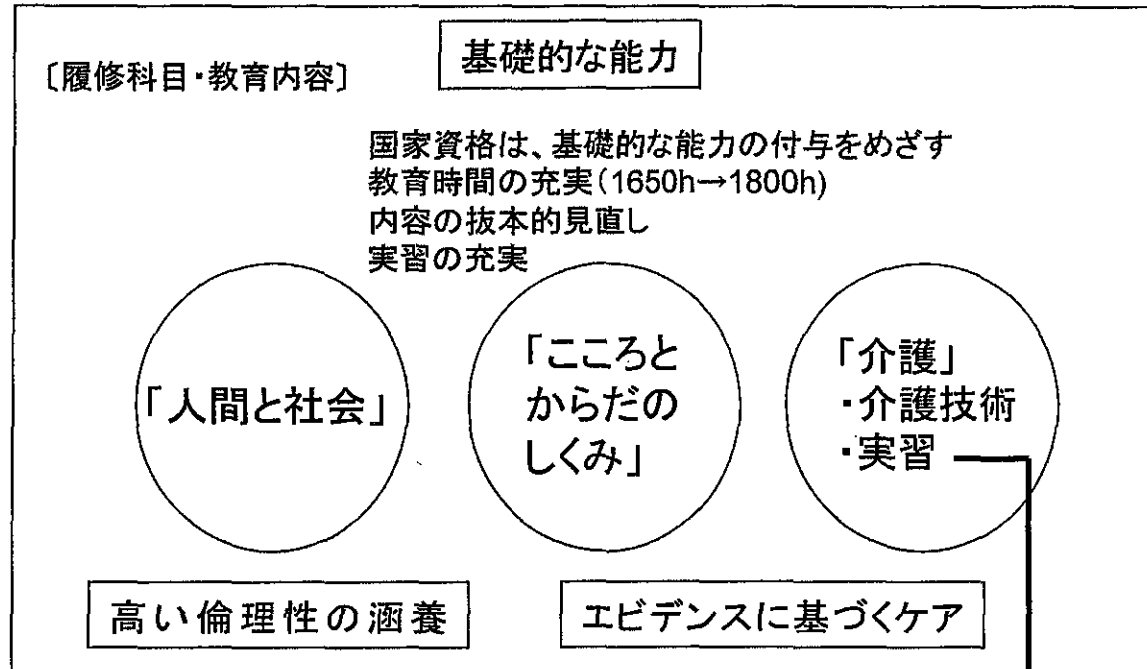
- ① 尊厳を支えるケアの実践
- ② 現場で必要とされる実践的能力
- ③ 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
- ④ 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
- ⑤ 心理的・社会的支援の重視
- ⑥ 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
- ⑦ 他職種協働によるチームケア
- ⑧ 一人でも基本的な対応ができる
- ⑨ 「個別ケア」の実践
- ⑩ 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- ⑪ 関連領域の基本的な理解
- ⑫ 高い倫理性の保持

履修科目・教育内容の抜本的見直し

〔資格取得後〕

- 生涯を通じた能力開発
- ・OJT
- ・研修システム
- ・より専門的な資格の導入

「尊厳を支えるケア」の実現



利用者本位

- ・選択・自己決定
- ・説明責任

多職種協働によるチームケア

- ・コミュニケーション能力
- ・関連領域の理解
- ・適切な記録

これからの介護ニーズ 政策の方向

- ・施設中心→地域・在宅重視
- ・心理的・社会的ケアの充実
- ・予防からリハビリテーション、看取りまで
- ・「個別ケア」
- ・一人でも基本的な対応ができる

養成校の基準の見直し 教員資格の見直し

介護の現場を踏まえた実践的教育

- ・「情報収集→アセスメント→介護計画→実施→評価」の介護過程に対応
- ・小規模・多機能、地域密着、居住系サービス、ユニットケア等の新しい方向に対応

実習のあり方の見直し

- ・養成施設と実習施設の関係
- ・実習施設の要件
- ・実習指導者の養成 等

教育カリキュラムの見直しについて

検討状況

- 介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについては、平成18年7月の検討会報告書を踏まえ、厚生労働省を事務局とする作業チームが設置され、検討が行われている。
- 作業チームにおいて、まず養成施設2年課程に係る時間数(1,800時間)及びその具体的な教育内容の骨子を検討。これを基準として以下の課程に係る時間数及びその具体的な教育内容についても検討。
(参考:作業チームの「中間まとめ」における新カリキュラム案)
 - ・ 福祉系大学・社会福祉士養成施設等卒1年課程、保育士養成施設等卒1年課程
 - ・ 実務経験ルートに新たに賦課される養成課程

今後の検討の進め方

作業チームにおいて、引き続き具体的な教育内容について検討を深めるほか、教員要件、施設設備基準、実習施設の要件、実習指導者の要件、既修得科目の認定等についても検討を行う。

また、作業チームにおいて国家試験の在り方についても問題提起があったことを踏まえ、教育カリキュラムの見直しの内容を踏まえつつ検討を行っていく。

[参考] 作業チームの「中間まとめ」における新カリキュラム案

新) 2年養成課程 1800

	科目	時間数
人間の理解	人間の尊厳と自立	30以上
	人間関係とコミュニケーション	30以上
	小計	60以上
人間と社会	生活と福祉	15以上
	社会保障制度総論	15以上
	介護保険制度と障害者自立支援制度	15以上
	介護実践に関連する諸制度	15以上
	小計	60以上
※上記必修科目のほか、選択科目		
小計		240
介護	介護概論	180
	コミュニケーション技術	60
	生活援助技術	300
	介護過程	150
	介護総合演習	120
	介護実習	450
小計		1260
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60
	認知症の理解	60
	障害の理解	60
	こころとからだのしくみ	120
	小計	300
合計		1800

新) 福祉系大学・社会福祉士養成施設等卒 1,080

	科目	時間数
人間の理解		
	小計	
人間と社会		
	小計	
介護		
介護概論		90
コミュニケーション技術		30
生活援助技術		300
介護過程		60
介護総合演習		90
介護実習		360
小計		930
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	30
	認知症の理解	30
	障害の理解	30
	こころとからだのしくみ	60
	小計	150
合計		1080

新) 保育士養成施設等卒 1155

	科目	時間数
人間の理解		
	小計	
人間と社会		
	介護保険制度と障害者自立支援制度	15
	小計	15
介護		
介護概論		120
コミュニケーション技術		30
生活援助技術		300
介護過程		60
介護総合演習		60
介護実習		360
小計		930
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60
	認知症の理解	60
	障害の理解	30
	こころとからだのしくみ	60
	小計	210
合計		1155

新) 養成課程6ヶ月 600

	科目	時間数
人間の理解	人間の尊厳と自立	15
	人間関係とコミュニケーション	15
	小計	30
人間と社会	生活と福祉	
	社会保障制度総論	
	介護保険制度と障害者自立支援制度	30
	介護実践に関連する諸制度	
	小計	30
小計		60
介護	介護概論	90
	コミュニケーション技術	30
	生活援助技術	
	介護過程	90
	介護総合演習	120
	介護実習	
小計		330
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	30
	認知症の理解	30
	障害の理解	30
	こころとからだのしくみ	120
	小計	210
合計		600

(参考) 介護職員基礎研修 500

	科目	時間数
生活支援の理念と介護における尊厳の理解		30
老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解		30
(小計)		60
介護職員の倫理と職務		30
介護におけるコミュニケーションと介護技術		90
介護における社会福祉援助技術		30
生活支援と家事援助技術		30
生活支援のためのアセスメント計画		30
(小計)		210
介護実習		140
(小計)		140
認知症の理解		30
老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解		30
医療及び看護を提供する者との連携		30
(小計)		90
合計		500

← 福祉系大学・社会福祉士養成施設等卒業ルート
保育士養成施設卒業ルート →

← 実務経験ルート →

介護福祉士の役割について

現 行

- 介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。
- 業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

課 題

- 「入浴、排せつ、食事」の身体介護が例示されているが、心理的・社会的支援の側面も強調されてきているのではないか。
- 医療関係者だけでなく福祉関係者との連携も求められているのではないか。

見直しの方向

- 介護福祉士の定義規定・義務規定の点検を行い、上記の趣旨が反映されるよう、例えば、介護福祉士が実際に介護を行うに当たって求められる役割・責務について、新たに規定を創設すること等を検討する。

[参考] 「社会福祉士及び介護福祉士法」上の 定義規定及び義務規定

<定義規定>

※「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)より

(定義)

第二条 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

<義務規定>

(信用失墜行為の禁止)

第四十五条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十六条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。
社会福祉士又は介護福祉士でなくなつた後においても、同様とする。

(連携)

第四十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

(名称の使用制限)

第四十八条 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。
2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

※参考:「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号)より

(連携)

第二十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに際し、医療が必要となつた場合の医師を、あらかじめ、確認しなければならない。
2 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たり、医師その他の医療関係者の関与が必要となつた場合には、医師その他の医療関係者に連絡しなければならない。

Ⅱ 介護福祉士の養成の在り方

資格取得方法の見直しに係る基本的考え方

介護福祉士資格の位置付け

- 介護福祉士の国家資格は、「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格」
- さらに、介護福祉士は「資格を取得した後も、介護を取り巻く環境の変化や介護技術の進歩等に対応するために、生涯にわたって自己研鑽し、知識・技能を修得する」という姿が前提

資格取得方法の一元化

養成施設ルート

実務経験ルート

福祉系高校ルート

- ① 資格取得に当たってのそれぞれの教育プロセスにおける教育内容や実務経験を充実した上で、その水準を統一
- ② 資格を取得するためには、すべての者は①の一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験

福祉系高校ルートへの取扱い

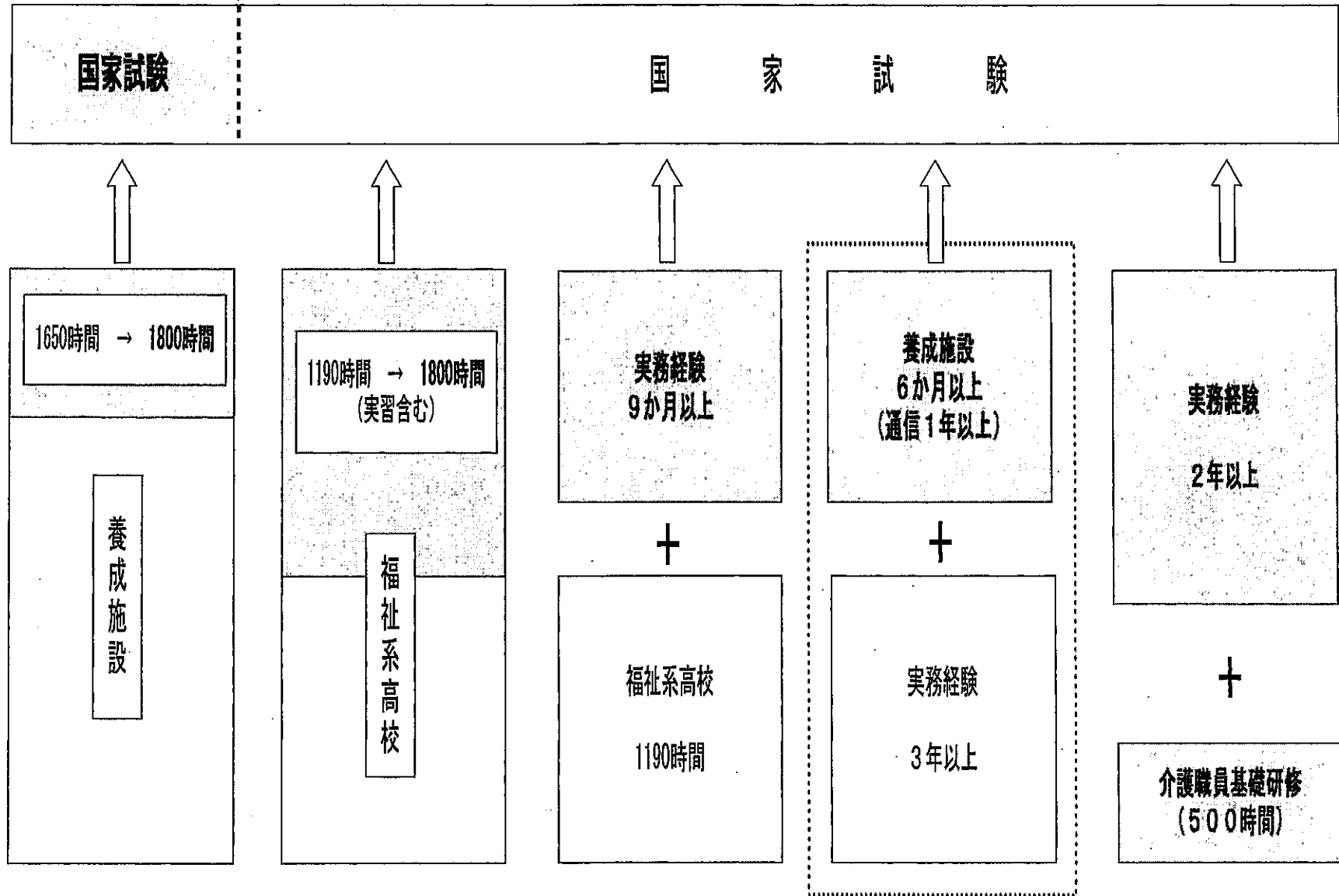
対人専門職として求められる人間性・倫理性の涵養のためには人生経験を積むべきであり、普通高等学校を卒業した後に2年以上の専門教育を受けて、国家試験を受験する仕組みとするべき。

一定水準以上の教育内容が担保されることを前提とすれば、ボランティア等を通じて小さいときから福祉に対して素養を持って育ってきた者等が高等学校で福祉の途を志し、介護福祉士の資格を取るために努力する福祉系高校ルートを排除すべきではなく、むしろ多様な人材が確保されていることは利用者やその家族の視点からしても意義のあること。

【見直しの方向】
 すべての者について一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験するという形で一元化を行い、資格全体のレベルアップを図る。

養成施設ルート	⇒	教育内容の充実	+	国家試験
実務経験ルート	⇒	新たな養成課程の賦課		
福祉系高校ルート	⇒	教育内容の大幅な充実		

[参考] すべての者について一定の教育プロセスや実務経験を経た後に国家試験を受験するという形での一元化



養成施設ルートの見直し

教育内容を充実した上で国家試験を受験

現 行

見直しの方向

養成施設
2年課程

1,650時間

1,800時間 + 国家試験

人間と社会	240時間
介護	810時間
実習	450時間
こころとからだのしくみ	300時間

福祉系大学・
社会福祉士
養成施設等卒
1年課程

900時間

1,080時間 + 国家試験

介護	570時間
実習	360時間
こころとからだのしくみ	150時間

保育士
養成施設等卒
1年課程

930時間

1,155時間 + 国家試験

人間と社会	15時間
介護	570時間
実習	360時間
こころとからだのしくみ	210時間

実務経験ルートの見直し

理論的・体系的に知識・技能を学ぶための新たな養成課程を賦課

現 行

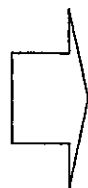
見直しの方向

通常のリート

国家試験

+

実務経験 3 年



国家試験

+

実務経験 3 年

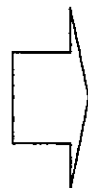
600 時間 * 1

人間と社会	60 時間
介護	330 時間
こころとからだのしくみ	210 時間

* 1 6 月以上（通信課程の場合 1 年以上）の養成課程となる。

介護職員基礎
研修ルート * 4

な し



国家試験 * 3

+

実務経験 2 年

+

介護職員基礎研修 * 2

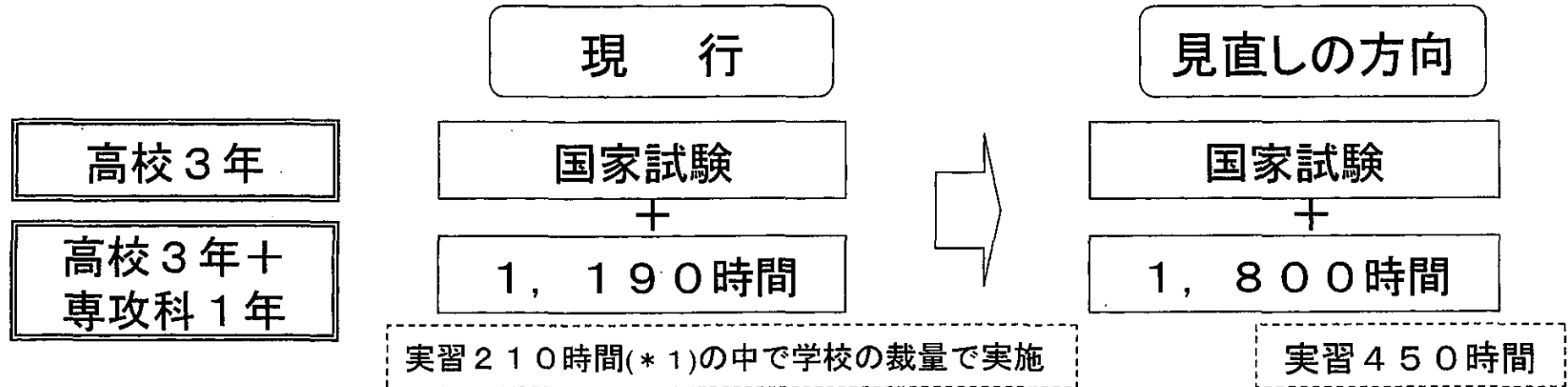
* 2 500 時間の養成課程であるが、実務経験 2 年は介護職員基礎研修修了後のものに限られ、あらかじめ理論的・体系的に知識・技能を修得した上で実務経験 2 年を経るものであることに配慮。

* 3 実技試験は免除されない。

* 4 教育カリキュラムの見直しの実施に併せ、介護職員基礎研修の在り方（教育内容・教育時間）についても検討を行う。

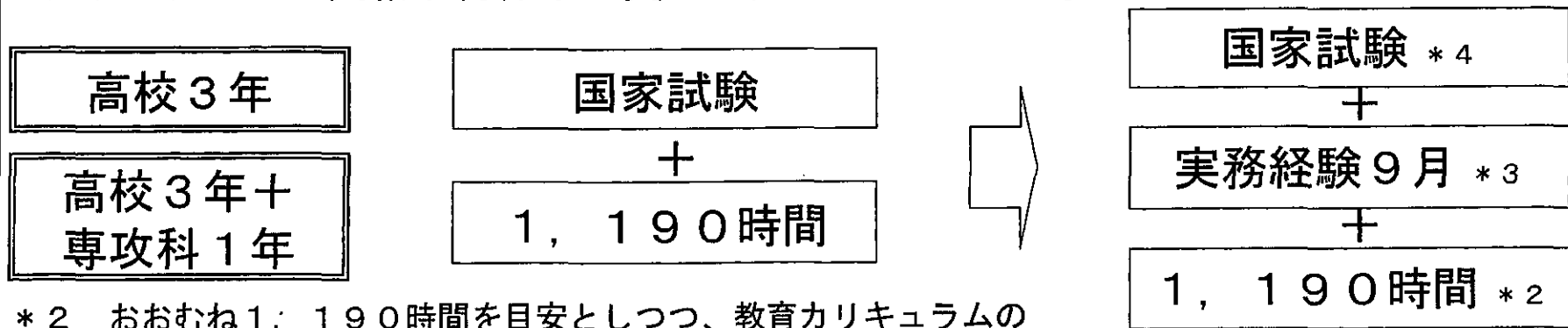
福祉系高校ルートの見直し

① 実習時間数を拡充するなど教育内容を大幅に充実



* 1 現場実習のほかに校内での知識・技能の修得に係る時間も含まれる。

教育内容の充実に係る移行措置として、以下のルートも時限的に認める。(教育カリキュラム及び資格取得体系の更なる見直しの検討の際に、廃止する方向で検討)



* 2 おおむね1; 190時間を目安としつつ、教育カリキュラムの見直しの趣旨を踏まえた見直しを検討。

* 3 実務経験は高校卒業後のものに限る。なお、実務経験期間に参入されるのは1月の筆記試験の前日までの実務経験なので、実質的には1年間の実務経験を要求しているもの。

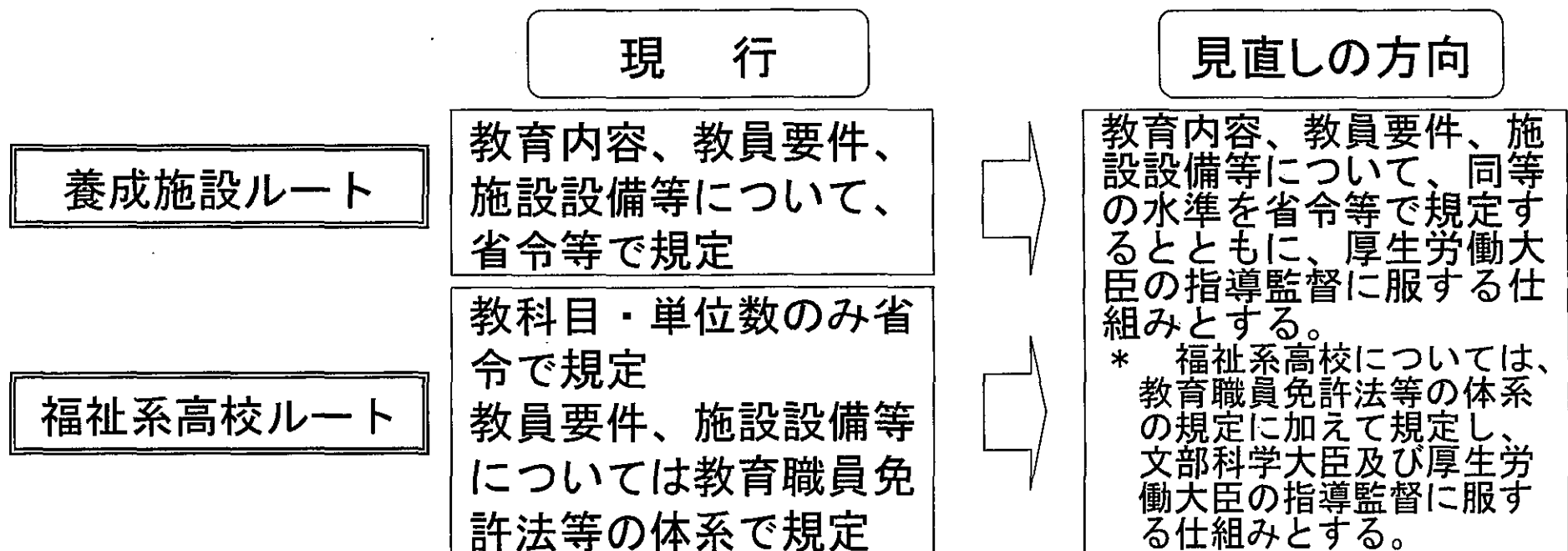
* 4 実技試験は免除されない。

② 福祉系高校における教育内容の担保

資格取得方法の一元化に当たっては、一定水準以上の教育内容が担保されることが前提。

単に教科目及び単位数を規定するのみならず、例えば教員要件、教科目の内容等について、同等の水準が制度的に担保されるように、新たに基準を課すとともに、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指導監督に服する仕組みとする。

- * 教員要件については、教育カリキュラムの見直しを踏まえ、養成施設の教員要件の見直しを検討し、これを踏まえて福祉系高校の教員要件についても検討。その際、高等学校教諭の場合には教育職員免許が必須とされている等の仕組みの違いを踏まえ、必要に応じて所要の経過措置等に係る配慮を行う。



[参考] 養成施設・福祉系高校における教育時間・教員要件の概要

		養成施設ルート	福祉系高校ルート
教育 時間	総時間	1, 650時間 (実習450時間)	1, 190時間 (実習210時間(*)の中で学校の裁量で実施) *現場実習のほか、校内での知識・技能の修得に係る時間も含まれる。
	1時間の取扱い	専修学校についてはスクールアワー(50分又は45分) *文部事務次官通達で規定 実習については実時間	スクールアワー(50分又は45分) *高等学校学習指導要領で規定
教員 要件	専任教員 の数	○学生総定員80人までは3人の専任教員を置き、80人を超えて40人ごとに1人、200人を超えて50人ごとに1人の増とする。 ○うち2人以上は、介護福祉士、看護師等として5年以上実務に従事した者 ○うち1人以上は、大学院、大学、短期大学等においておおむね3年以上の教歴を有する者	学生総定員40人に1人の常勤教諭を置く。
	社会福祉概論、 老人福祉論等の 担当教員	以下のいずれかを満たす者 ・大学院、大学、短期大学等の当該科目の担当教授、助教、助教授又は講師(非常勤を含む) ・専修学校の専門課程の教員として当該科目を3年以上担当した者 ・社会福祉主事養成機関、看護師養成所等の専任教員として当該科目を3年以上担当した者 ・大学院で当該科目に関する研究領域を専攻した者で修士又は博士の学位を有する者等 等	教科「福祉」の教員免許状取得者 *教科に関する科目(社会福祉学、高齢者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習等)及び教職に関する科目(教育方法等)を修得して取得
	社会福祉援助技 術・社会福祉援助 実習の専任教員	社会福祉援助技術・社会福祉援助技術演習の専任教員の場合は、社会福祉概論、老人福祉論等の担当教員に求められる上記の要件に加え、介護教員講習会の受講が必要。	[介護実習等の場合] 教科「福祉実習」の教員免許状取得者でも可
	介護概論、介護技 術等・介護実習等 の専任教員	高等学校卒業後、介護福祉士、看護師等として5年以上実務に従事 + 介護職員講習会の受講	
	医学一般等の 担当教員	原則医師等	教科「看護」の教員免許状取得者

[介護教員講習会について]

1 趣旨

介護福祉士養成施設の専任の介護教員等に、主に介護に係る教育方法について学んでもらうことにより、介護教育の内容の充実・向上及び介護教員の養成確保を図るもの。

2 受講対象者

介護福祉士養成施設において、「介護概論」、「介護技術」、「形態別介護技術」、「介護実習」、「介護実習指導」、「社会福祉援助技術」又は「社会福祉援助技術演習」を教授する専任教員になろうとする者

3 講習会の内容

基礎分野、専門基礎分野及び専門分野の3分野に区分して実施し、合計300時間程度（うち、基礎分野と介護に係る教育方法に係るものが240時間を占める。）

* 基礎分野と専門基礎分野については、大学等において同等の科目を修めた場合には、当該科目は免除されるほか、看護教員養成講習会修了者の場合には、基礎分野と専門基礎分野のすべての科目が免除される等の措置が講じられている。

分 野	教 育 内 容	科 目	時 間 数
専門分野	介護福祉学	介護福祉学	30
	介護教育方法	介護教育方法	30
	学生指導	学生指導・カウンセリング	15
		実習指導方法	15
	介護教育演習	介護過程の展開方法	15
		コミュニケーション技術	15
研究	研究方法	30	
合		計	150以上

分 野	教 育 内 容	科 目	時 間 数
基礎分野	介護福祉の基盤強化	社会福祉学、生活学、人間関係論、心理学、哲学、倫理学、法学のうちいずれか2科目以上	各30計60以上
専門基礎分野	教育の基盤	教育学、教育方法、教育心理及び教育評価の4科目	計90以上
合		計	150以上

実技試験の取扱いの見直し

現 行

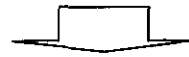
- 介護福祉士試験は筆記試験と実技試験から構成。
 - 32時間の介護技術講習を修了した者については、3回に限り実技試験を免除する措置が講じられている。
- * 現在、(社)日本介護福祉士養成施設協会において、介護技術講習会の修了の評価の在り方について検討が行われている。

見直しの方向

実技試験は介護福祉士として必要な技能が一定の水準に達しているかどうかを問うもの。



介護福祉士資格の取得方法の一元化に際して教育内容の充実が図られた後は、教育プロセスを経る中で必要な技能の獲得が担保されているものと考えることができる。



以下のルートについては、介護技術講習を修了しなくても、実技試験を免除する取扱いとする。(これにより、介護技術講習の対象者は大幅に縮小。)

- ・ 養成施設ルート
- ・ 6月以上の養成課程が賦課された実務経験ルート
- ・ 1,800時間の教育時間を確保した福祉系高校ルート

[参考1] 介護技術講習制度（平成17年度～）

1 趣旨

介護福祉士試験を取り巻く現状をみると、実技試験の受験者が年々増大しており、試験の実施体制等が課題となるとともに、受験する実務経験者等の質の向上も重要な課題となっている。このため、介護福祉士指定養成施設等において行う介護等に関する専門的技術についての講習を修了した者に対して実技試験を免除する制度を導入することにより、介護福祉士試験受験者の介護技術の向上を図るとともに、実技試験における負担軽減等を通じた実技試験の適正な実施を図り、もって介護福祉士の質の向上に資するもの。

2 改正内容

- (1) 介護福祉士指定養成施設等の設置者が実施する介護技術に関する講習であって、一定の要件を満たすものとしてあらかじめ届け出られたもの（以下「介護技術講習」という。）を修了した者について、その申請により、修了日後に行われる実技試験を3回に限り、免除する。
- (2) 「一定の要件」とは、次に掲げるすべての要件をいうこと。
 - ① 講習の時間は、32時間以上とすること。
 - ② 必要な数の講師及び必要な施設を確保して行うものであること。
 - ③ 講師は、課程を教授するのに必要な講習（指導者講習）を受けた者であること。
 - ④ 介護福祉士試験を受けようとする者であることを受講資格とすること。
 - ⑤ 講習を終了した者に対して、課程修了の認定を適切に行うこと。
- (3) 介護技術講習の実施者は、年度毎の実施届出書及び講習毎の実施報告書を厚生労働大臣（地方厚生局）に提出すること。

3 施行日

介護技術講習は平成17年4月から実施しており、介護福祉士試験の実技試験の免除については、平成18年に実施される介護福祉士試験から適用。

(参考) 平成17年度介護技術講習の実施状況等

- ・実施期間：平成17年4月～12月
- ・受講枠総数：35,570人
- ・修了者数：34,468人

※ 平成18年度受講枠総数（平成18年3月31日現在）：58,984人

[参考2] 介護技術講習制度の実施と国家試験の状況

(社会福祉振興・試験センター調べ)

	平成17年(第17回試験)							平成18年(第18回試験)								
	筆記試験			実技試験			最終合格率 (D/A)	筆記試験			実技試験			最終合格率 (e+d)/a		
	受験者(人) (A)	合格者(人) (B)	筆記合格率 (B/A)	受験者(人) (C)	合格者(人) (D)	実技合格率 (D/C)		受験者(人) (a)	合格者(人) (b)	筆記合格率 (b/a)	受験者(人) (c)	合格者(人) (d)	実技合格率 (d/c)		実技免除者 (人) (e)	全体合格率 (d+e)/(c+e)
実務経験者	82,183	44,093	53.7%	43,942	34,458	78.4%	41.9%	120,774	62,573	51.8%	43,714	37,089	84.8%	18,721	89.4%	46.2%
NHK学園卒業生	2,361	1,817	77.0%	1,792	1,372	76.6%	58.1%	2,611	1,911	73.2%	685	578	84.4%	1,216	94.4%	68.7%
福祉系高校卒業生	6,058	3,229	53.3%	3,210	2,746	85.5%	45.3%	6,649	3,599	54.1%	2,132	1,858	87.1%	1,448	92.3%	49.7%
計	90,602	49,139	54.2%	48,944	38,576	78.8%	42.6%	130,034	68,083	52.4%	46,531	39,525	84.9%	21,385	89.7%	46.8%

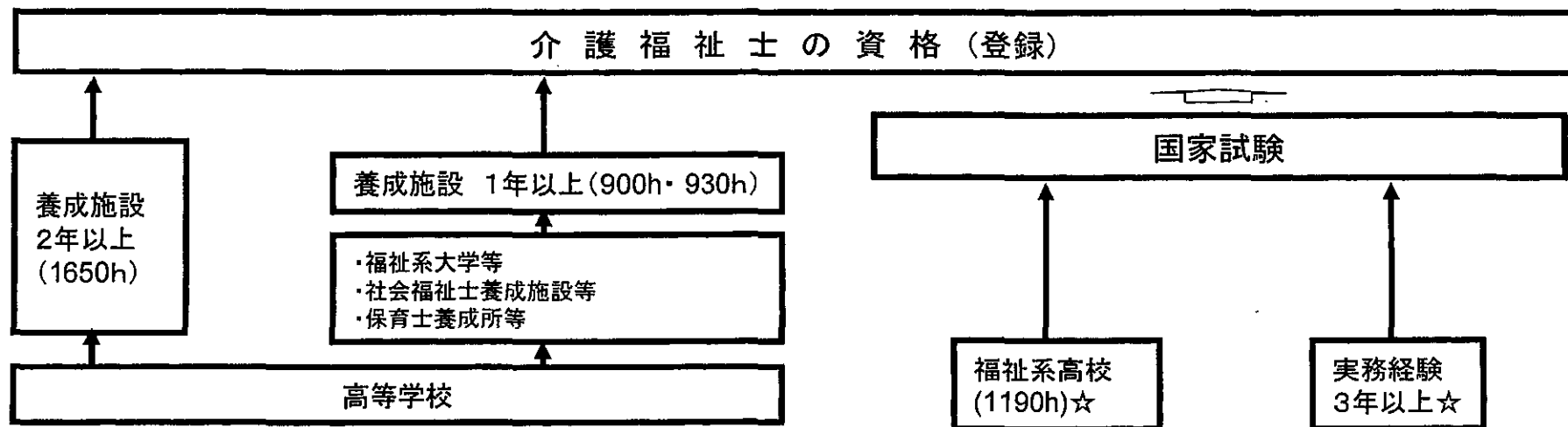
(注) 近年の実技試験の合格率の推移

平成12年85.3%、平成13年79.9%、平成14年72.2%、平成15年79.1%、平成16年84.9%、平成17年78.8%

* 平成17年は、初めて在宅福祉分野から出題

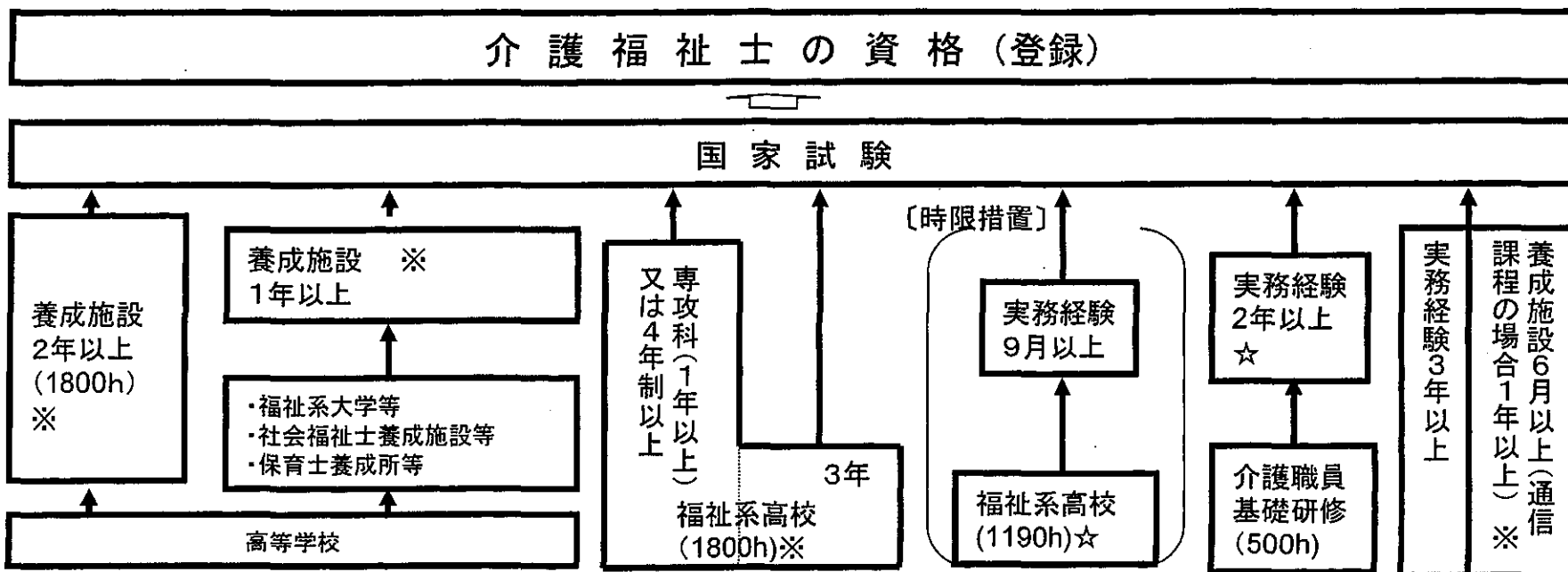
介護福祉士の資格取得方法の見直しの全体像

〔現行〕



☆：実技試験有り。なお、介護技術講習修了者は、実技試験免除。

〔見直しの方向〕



※：一定以上の養成プロセスを経たものは、実技試験を課さない。 ☆：実技試験あり。なお、介護技術講習受講者は、実技試験免除。

その他の事項の見直し

技能検定ルート

介護等に係る技能検定であって厚生労働省令で定めるものに合格して資格を取得するルートであるが、制度施行から現在に至るまで、当該技能検定として厚生労働省令として定められたものはなく、実績がない。



【見直しの方向】 技能検定ルートは廃止する。

職業能力開発校等の取扱い

養成施設ルートにおいては、「厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」において必要な知識及び技能を修得した場合にも資格を取得することができることとされているが、制度施行から現在に至るまでほとんど実績がなく、また、職業能力開発校等は養成施設として厚生労働大臣の指定を受けることも可能。



【見直しの方向】 職業能力開発校等に係る規定は廃止する。

通信課程

現在、通信課程が置かれているのは、NHK学園等の高等学校専攻科5校における2年間1,155時間の課程や高等学校1校における3年間1,190時間の課程のみ。

【見直しの方向】

実務経験ルート

新たに賦課される養成課程は、現に就労している者が就学する課程であることを踏まえ、働きつつ学べるように、養成課程としての指定を受けたものに限り、通信課程を認める。

福祉系高校ルート

- 通信課程については、現行課程を基本的に維持しつつ、高等学校専攻科又は高等学校を卒業の後、実務経験9月を経た場合に国家試験の受験資格を認める。
 - * 実技試験は免除されない。
- 上記の取扱いは時限的に認めることとし、教育カリキュラム及び資格取得体系の更なる見直しの検討の際に、通信課程の取扱いの在り方について検討を行う。

(注)NHK学園専攻科社会福祉コースには、1学年2,500人前後が在籍している。平成17年度入学生でみると、10代が2.6%、20代が22.4%、30代が28.8%、40代が26.6%、50代が16.8%、60代以上が2.9%となっており、平均年齢は約38歳である。入学者の職業としては、介護関係業務に従事している者が約3分の1を占めているほか、ボランティア活動の経験がある者が約2分の1を占めている。

実務経験の範囲

現在、実務経験の期間として認められるのは、特別養護老人ホーム等における介護職員としての経験等の限定列挙されたものに限られている。

また、上記により限定列挙されたものに該当すれば、ボランティアとして従事した場合にあっても、実務経験の期間として算入される取扱いとなっている。



【見直しの方向】

- 実務経験として認められる範囲について、点検を行い、
 - ・ 認知症疾患治療病棟における経験
 - ・ 急性期医療機関における看護助手としての経験等も含めるかどうかについて検討を行う。

- ボランティアとして介護等の業務に従事した期間は、実務経験の期間としては認めないこととする。

実施時期の考え方

教育カリキュラムの見直し

○ 養成施設、福祉系高校等における対応に要する時間を考慮しつつも、できる限り早期に実施

* 新教育カリキュラムに基づく国家試験は、新カリキュラム履修者の卒業時期も念頭に置き実施

資格取得体系の見直し

既に養成施設に入学している者等の期待権や教育機会の準備等への配慮も考慮しつつ実施

[新たな受験資格]

養成施設ルート



新たに国家試験を受験

実務経験ルート



6月以上の養成課程を経ないと受験資格なし

福祉系高校ルート



1,800時間（又は1,190時間＋実務経験9月）を経ないと受験資格なし

今回の見直しの後の将来の検討

教育カリキュラムの検討

新カリキュラムを履修した者の資格取得後の就労状況、介護現場における状況、資格取得後の研修等の受講状況等を踏まえ、必要に応じて、教育カリキュラムの更なる見直しについて検討を行う。

- 「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書（2006年7月）抄
- 介護について研究を推進し、エビデンスを蓄積するとともに、これを踏まえた教育内容を普及させ、養成の質の向上を図ることが重要である。
 - また、今回の新カリキュラム・シラバスの実施状況も踏まえつつ、その後、定期的に（例えば10年毎）その時点での直近の知見をもとにカリキュラム、シラバスの見直しを行う必要がある。

資格取得体系の検討

上記の教育カリキュラムの見直しに係る検討状況のほか、新しい資格取得体系の実施後の状況を踏まえ、必要に応じて、資格取得体系の更なる見直しについても検討を行う。

- 「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書（2006年7月）抄
- 教育年限については、介護を必要とする者の多様なニーズに対応する観点から、3年制とすべきという意見もあるが、現段階では将来的な課題とし、当面は2年制の中で教育時間を1,800時間程度まで増やすことが現実的であると考えられる。
 - なお、現状においても、教育内容を充実し3年制以上の養成課程としている養成施設もあるが、上記の充実後の1,800時間は最低の基準であり、より充実した教育への自主的な取り組みは評価・推奨されるべきものである。

Ⅲ 資格取得後の生涯を通じた能力開発
とキャリアアップ及び魅力と働きがい
のある職場づくり

介護の担い手の人材確保について

検討の視点

- 介護福祉士の資格を取得している者のうち、実際に就業していない者も多い現状を踏まえ、総合的な福祉人材確保対策を講じていくべきではないか。
- 介護福祉士資格取得者には、資格取得後も生涯にわたって自己研鑽し、介護の専門的な能力の向上に努めることが求められているが、専門介護福祉士（仮称）に係る取組を始め、このような生涯を通じた能力開発とキャリアアップへの支援が必要ではないか。
- 介護福祉士の能力向上とキャリアアップのためには、介護職員が働く職場が魅力と働きがいのある職場となり、介護の仕事が続けていくことができるものであることが重要ではないか。

今後の検討の進め方

年明け以降、引き続き議論を深め、社会福祉法に基づく「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」の見直しについて検討を行う。

資格取得後の生涯を通じた能力開発と キャリアアップ

(「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書(平成18年7月5日)より)

【基本的考え方】

- 介護福祉士の国家資格は「幅広い利用者に対する基本的な介護を提供できる能力を有する資格」
- 介護福祉士資格を取得した後も、介護を取り巻く環境の変化や介護技術の進歩に対応するため、生涯にわたって自己研鑽し、介護の専門的な能力の向上に努めることが必要

【具体的な支援策として考えられるもの】

現任研修



職能団体による資格取得後の研修の実施に向けた取組

専門介護福祉士



重度の認知症や障害等への対応、管理能力等の分野について、より専門的対応ができる人材として、一定の教育を行った上で「専門介護福祉士」の認定を行う仕組みの導入

任用要件の見直し



施設長、生活指導員等の要件については、都道府県等が設置する福祉事務所の査察指導員や現業員の任用資格である社会福祉主事の要件を基調としているものが多いが、今後、介護サービスを担う施設長、生活指導員等の任用要件については、福祉事務所職員の任用要件である社会福祉主事の要件とは別個のものとして介護サービスの向上、サービスマネジメントの観点から見直しを行うことが考えられる

潜在的介護福祉士への研修



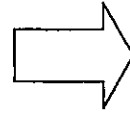
福祉の現場への復帰を希望する介護福祉士資格保持者への再研修の場の設定

魅力と働きがいのある職場づくり

(「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書より)

(介護職員の就労状況)

- ・全産業の平均的な離職率に比べ、離職率が高い
- ・賃金の水準が必ずしも高くない
- ・規模の小さい事業所においては福利厚生の実が困難である
- ・仕事のやりがいや処遇等を理由に転職する者がいる一方、他分野からの転職も多い



介護職員が働く職場が魅力と働きがいのある職場となり介護の仕事が続けていくことができるものであることが重要

【具体的な支援策として考えられるもの】

- 社会福祉法の規定に基づく人材確保指針の見直し
- 介護労働者の雇用管理の改善、能力開発等の取組の推進
- 福利厚生センターの活用等による福利厚生の実
- 都道府県福祉人材センター等による無料職業紹介事業、潜在マンパワーの掘り起こし
- 介護業務の社会的評価の実
- すぐれた人材の確保・育成に重点を置いた経営モデルへの転換
- 介護報酬等における介護福祉士の評価

[参考] 介護職員のキャリアアップのイメージ

